

契約締結前交付書面(新旧対照表)

(下線部分変更)

| 改訂後 | 現行 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">契約締結前交付書面</p> <p>■投資顧問契約の概要 (省略)</p> <p>■助言の内容及び方法 (省略)</p> <p>■投資顧問契約に関わるリスク (省略)</p> <p>■報酬等について (省略)</p> <p>■クーリング・オフの適用 (省略)</p> <p>■損害賠償及び違約金 (省略)</p> <p>■課税上の取扱い (省略)</p> <p>■投資顧問契約の終了の事由 投資顧問契約は、次のいずれかの事由により終了します。 ①クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様から当社が指定する様式及び方法に従った投資顧問契約の解除の申出があった場合(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。) ②お客様が、<u>みんなのFX</u>、<u>みんなのシストレ</u>、<u>みんなのオプション</u>又は<u>みんなのコイン</u>のいずれかに係る取引の解約をした場合、又は、当社が、<u>みんなのFX</u>、<u>みんなのシストレ</u>、<u>みんなのオプション</u>又は<u>みんなのコイン</u>のいずれかに係る取引の解約をした場合(<u>みんなのオプション</u>及び<u>みんなのコイン</u>に関しては、別途、当社が指定した方法にて口座開設した場合に限る)</p> <p>③～⑫ (省略)</p> <p>■禁止事項 (省略)</p> <p>■会社の概要 1.～8. (省略)</p> <p>9. 加入する協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、<u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u></p> <p>10. ～14. (省略)</p> | <p style="text-align: center;">契約締結前交付書面</p> <p>■投資顧問契約の概要 (省略)</p> <p>■助言の内容及び方法 (省略)</p> <p>■投資顧問契約に関わるリスク (省略)</p> <p>■報酬等について (省略)</p> <p>■クーリング・オフの適用 (省略)</p> <p>■損害賠償及び違約金 (省略)</p> <p>■課税上の取扱い (省略)</p> <p>■投資顧問契約の終了の事由 投資顧問契約は、次のいずれかの事由により終了します。 ①クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様から当社が指定する様式及び方法に従った投資顧問契約の解除の申出があった場合(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。) ②お客様が、<u>みんなのFX</u>、<u>みんなのシストレ</u>又は<u>みんなのオプション</u>のいずれかに係る取引の解約をした場合、又は、当社が、<u>みんなのFX</u>、<u>みんなのシストレ</u>及び<u>みんなのオプション</u>のいずれかに係る取引の解約をした場合(<u>みんなのオプション</u>に関しては、別途、当社が指定した方法にて口座開設した場合に限る)</p> <p>③～⑫ (省略)</p> <p>■禁止事項 (省略)</p> <p>■会社の概要 1.～8. (省略)</p> <p>9. 加入する協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会</p> <p>10. ～14. (省略)</p> |

令和4年1月15日 改訂

以上

<追加>

以上